

新型コロナウイルス感染症防止に伴う臨時休業に伴う
子どもの居場所確保のための小学校の施設利用について

見出しの件について、8月17日付けで名護市教育委員会より方針が出されました。
つきましては、本校でも下記の要綱で実施致しますのでお知らせ致します。

記

- 1 臨時休校期間 令和3年8月24日(火)～8月31日(火)
※ 児童受け入れは25日(水)からです。
- 2 児童受け入れ対象
 - ・羽地小学校在籍の1年生で、臨時休業期間中に自宅に1人で過ごす状況になる児童で、以下の①～③の条件すべてを満たしている児童とします。
 - ①保護者がお仕事等で不在となり、児童が1人で在宅になる場合。
 - ②2年生以上の兄弟はいるが、児童が1人で在宅になる場合。
 - ③学童クラブを利用していない、又は学童クラブが休園となっている場合。
- 3 児童受け入れ時間帯 8:15～12:00
- 4 児童の登下校
 - ・基本的に保護者による送迎となりますが、兄弟と登校する場合は、その限りではありません。
- 5 学校での過ごし方
 - ・教室での学習となりますので課題、筆記用具、水筒等を持たせてください。
- 6 申し込み方法
 - ・別紙③の「施設利用の申込書」に必要事項を記入し、8月24日(火)の出校日または25日(水)からの施設利用日に担任へ提出してください。
 - また、お電話での受付も致します。利用初回日に申込書の提出をお願いします。
- 7 その他
 - ・登校前に検温、健康チェックをお願いします。体温37.5℃以上、風邪症状がある場合(咳、鼻水、腹痛、倦怠感等)は、当日の利用をお控えください。
 - ・感染症対策のため、必ずマスクを着用させてください。
 - ・受け入れ期間中の「利用無し」の場合、9:00までに学校へ連絡してください。